

## 4) 法動態部門

### 町村泰貴（教授・民事訴訟法専攻）

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

平成 27 年度は、フランスのポワチエ大学法学社会学部を拠点として、フランスの民事訴訟手続全般と、その下における電子的情報システムの活用状況およびその訴訟法的諸問題を研究した。

電子情報（デジタルデータ）および電子的媒体の証拠としての扱いや、民事訴訟・刑事訴訟とは組織的に独立している行政裁判所系列での電子情報システム活用、特に e-filing の現状について、フランスの裁判所実務は弁護士会の下でのネットワークと裁判所のネットワークとの両方を用いて活発に利用されるに至っている。特に行政裁判所のシステムに関しては、ポワチエ行政裁判所所長、判事および主任書記による実機を用いた説明を受けることができた。行政裁判と民事裁判との環境の違いから e-filing の普及の難易が影響を受けることや、相当普及が進んだ段階でも当事者サイド、すなわち弁護士の本音としては、その利便性よりも問題性、通信およびシステムの安定性や各種期限の杓子定規適用など、批判的な見解に接し、民事訴訟における e-filing の検討にも有益であった。

刑事手続と電子的情報システムの活用では、ポワチエ大学刑事科学研究所に所属する Jérôme Bossan 講師の協力を得て、デジタル・フォレンジックの利用や刑事捜査過程でのオンラインデータ検索差押え、SNS などを用いた捜査の可能性とその限界、GPS 装置の利用と令状主義との関係などについて研究を重ねることができた。

電子証拠に関する研究アウトプットとしては、フランス滞在中に執筆する機会があった書籍（町村泰貴=白井幸夫編著『電子証拠の理論と実務』民事法研究会・2016）において、特に日本およびフランスの状況に関する論稿で公表した。民事、刑事、行政の各分野を通じた電子的情報システムの研究については、今秋に Jérôme Bossan 講師を招いて国際共同研究セミナーを日本国内で実施するほか、情報ネットワーク法学会の研究大会や『情報ネットワーク・ローレビュー』に公表する予定である。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

電子情報関係の他に、フランス民事訴訟法全般およびフランスにおける集団的消費者被害回復訴訟制度（action de groupe）についても研究を重ねた。

フランス民事訴訟全体に関する研究は、かねてから進めているフランス民事訴訟法典の翻訳作業（徳田和幸=町村泰貴編訳『注釈フランス民事訴訟法典・特別訴訟』信山社・近刊）に反映させているほか、北大法学論集に研究ノートを発表する予定である。また、グループ訴訟権に関しては、各種講演会・研究会の場で研究成果の公表を行う予定である。

## 論文

論文標題	雑誌名	発行年	頁
論点解説 消費者被害救済の法律と実務（1）～（4）	現代消費者法 27号～30号	2015～2016	106頁、127頁、106頁、108頁

## 学会発表

発表課題	学会等名	年月日	発表場所
Historical Review on Court Communication In Japanese Civil Procedure	International Conference on Law, Language and Discourse	2015年9月29日	Orebro University, Sweden

## 図書

書名	出版社	発行年	単／共
電子証拠の理論と実務	民事法研究会	2016	共
Law and Policy on Domestic Violence in Japan: Realities and Problems	小樽商科大学研究叢書（国立大学法人小樽商科大学出版会）	2016	共